

令和7年度 第1回 茅ヶ崎市感染症診査協議会 会議録

議題	(1) 会長及び副会長の選出について (2) 入院勧告に係る臨時諮問方法について (3) 結核患者に関する診査について ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第37条の2の規定による結核医療の公費負担について（諮問） イ 感染症法第20条第4項の規定による入院の延長について（諮問）
日時	令和7年4月24日（木） 13時30分～14時00分
場所	茅ヶ崎市保健所 2階相談室4・5
会議の公開・非公開	一部非公開
非公開の理由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため （茅ヶ崎市情報公開条例第5条第1号に該当）
出席者氏名	会 長 富田 章夫 副会長 近藤 博英 委 員 宮下 克己 委 員 後藤 愛 事務局 保健所 保健所長 保健予防課 保健予防課長、須田課長補佐、吉野副主査 乾副主査、矢島主事、永尾主事、千葉主事
欠席者氏名	委 員 西川 正憲
傍聴者数	
資料	諮問表（非公開）

○事務局

ここから、令和7年度第1回 茅ヶ崎市感染症診査協議会を開会します。本日、委員の過半数の出席がございますので、本協議会が成立することを報告いたします。会長が決まるまで、仮の議長を保健予防課長守村が務めさせていただきます。

○議長（保健予防課長）

議題1及び2につきましては、公開となっております。傍聴希望者はいますでしょうか。

○事務局

いらっしゃいません。

○議長（保健予防課長）

それでは、議題1 会長及び副会長の選出を行います。

会長及び副会長は、茅ヶ崎市感染症診査協議会条例第5条第1項に基づき、委員の皆様の互選にて選出いただくこととなっておりますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

特にいらっしゃらないとのことですので、事務局案をお願いします。

○事務局

事務局としては、富田委員に会長をお願いしたいと思います。

○議長（保健予防課長）

ただいまの事務局案について、皆様いかがでしょうか？

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

それでは、富田委員に会長をお願い致します。富田会長は、会長席へ移動をお願いします。以降の会議の進行を富田会長をお願いしたいと思います。

○会長

皆様のご承認をいただきました富田でございます。引き続きよろしくお願いします。

続きまして、副会長の選出ですが、先ほどと同様、委員の皆様の互選にて選出いただくこととなっておりますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

ご意見がなければ、近藤委員に副会長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。それでは、近藤委員に副会長をお願いしたいと思います。

○会長

続きまして、本協議会の会議及び会議録の取扱い等について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

本協議会は、感染症法第 24 条に規定する市の附属機関でございます。市の附属機関の会議の公開及び会議録の公開については、机上に配布しております、「茅ヶ崎市情報公開条例」と、「茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱」に規定がございます。ここでは、それぞれ「情報公開条例」「会議の公開等に関する要綱」とご説明します。情報公開条例 20 条において、附属機関の会議は原則公開とされておりますが、但し書きに該当する場合は、非公開にすることができます。本協議会では、個人情報を取り扱う議題があるため、その場合は会議を非公開にいたします。

また、会議録についても「会議の公開等に関する要綱」第 18 条 4 項に規定しているとおり、会議が非公開された場合は、議事録に代えて議事要旨を公表することができるものとしております。このことにより、事務局では、公開用の議事要旨と非公開用の議事録、両方を作成しております。非公開の議事録につきましては、逐語に近い形式とさせていただきたいと思っております。なお、会議は、議事録作成のために録音させていただいております。説明は、以上です。

○会長

ただいま事務局から説明があったとおり、非公開用の議事録は、今までどおりの形式でよろしいでしょうか？

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

承認、ありがとうございました。

○会長

議題 2 入院勧告に係る臨時諮問方法について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

感染症法上の 1 類と 2 類感染症の患者さんの入院勧告については、事前に本協議会に諮問した上で、入院勧告をすることとされており、現在は、すべて 2 類感染症の結核患者の入院勧告について、諮問をしている状況です。

事前の諮問につきましては、月 2 回の会議では、事前の諮問が困難であるため、会長の諮問を得た上で入院勧告を行い、その後最初の協議会で報告をさせていただいております。今期についても、同様の形で、緊急の場合は、会長への臨時諮問後に、協議会へ報告という形とさせていただきたいと思っております。

このやり方については、お配りしているグリーンのファイルに挟んでいる、「協議会の運営について」と書かれたインデックスのページ「感染症の診査に関する協議会の運営について」という厚生労働省から発出された感染症診査協議会の運営についての通知、裏面の第3協議会の開催方法に例示として示されていることを申し添えます。

○会長

ただいまの説明にあったとおり、緊急の入院勧告については、会長への臨時諮問後に協議会へ報告するやり方でよろしいでしょうか？

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

承認、ありがとうございました。

○会長

続きまして、結核についての議題の説明を、事務局からお願いします。

なお、議題3については、個人情報を取り扱うため非公開とします。

【以下非公開のため、摘録】

議題（3） 結核患者に関する診査について

ア 感染症法第37条の2の規定による結核医療の公費負担について

第37条の2（新規）：諮問3件、承認3件

イ 感染症法第20条第4項の規定による入院の延長について

第20条第4項（延長）：諮問2件、承認2件